

資料 1 1 - 1

特定信書便事業の許可について

(諮問第 1 0 4 4 号)

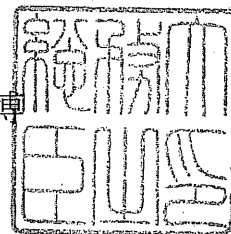


諮問第1044号
平成22年11月18日

情報通信行政・郵政行政審議会
会長 高橋 温 殿

総務大臣

片山 善博



諮 問 書

赤帽函館軽自動車運送協同組合（代表理事 佐々木 照美）ほか11者から、民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第29条の規定に基づき、別添のとおり特定信書便事業の許可申請があった。その概要は別紙1のとおりである。

これらについて審査した結果は、別添の審査結果（概要は別紙2）のとおりであり、いずれも同法第31条各号の規定に適合しており、かつ、同法第33条において準用する同法第8条各号の規定に該当しないと認められる。

よって、同法第29条の規定に基づき許可することとしたい。

上記について、同法第37条第2号の規定に基づき諮問する。

特定信書便事業の許可申請の概要

平成22年11月18日

総務省

1 事業の許可申請の概要(次の12者から許可申請)

| 申請者名 (本社所在地) | 資本金/ 出資金 | 主な事業 (直近売上高) | 提供サービス(※) | | | 提供サービス概要 | 事業開始 予定日 |
|----------------------------------|----------------|--------------------------|-----------|----|----|--|----------------|
| | | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| 1 赤帽函館軽自動車 運送協同組合 (北海道函館市) | 560万円 | 貨物運送業 (6,407万円) | ○ | ○ | ○ | 【1号役務・3号役務】 巡回・定期集配サービス 営業所引受け・注文集配サービス 【2号役務】 営業所引受け・注文集配サービス | 平成22年 12月1日 |
| 2 赤帽帯広軽自動車 運送協同組合 (北海道帯広市) | 270万円 | 貨物運送業 (6,792万円) | ○ | ○ | ○ | 【1号役務・3号役務】 巡回・定期集配サービス 営業所引受け・注文集配サービス 【2号役務】 営業所引受け・注文集配サービス | 平成22年 12月1日 |
| 3 国際空輸(株) (東京都品川区) | 9,180万円 | 貨物運送業 (57億54万円) | | | ○ | 【3号役務】 定期集配サービス 注文集配サービス | 平成23年 1月1日 |
| 4 セントラル警備保障(株) (東京都新宿区) | 29億 2,400万円 | 警備業 (348億 8,725万円) | ○ | | ○ | 【1号役務・3号役務】 巡回・定期集配サービス 営業所引受け・注文集配サービス | 平成22年 12月1日 |
| 5 川口トラック協同組合 (埼玉県川口市) | 2億6,840 万円 | 貨物運送業 (9億6,962万円) | ○ | | ○ | 【1号役務・3号役務】 巡回・定期集配サービス 営業所引受け・注文集配サービス | 平成23年 1月1日 |
| 6 銀座急送(株) (東京都江東区) | 5,000万円 | 貨物運送業 (7億4,057万円) | ○ | | | 【1号役務】 巡回・定期集配サービス 営業所引受け・注文集配サービス | 平成23年 1月1日 |

※1号役務:長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務

2号役務:信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務

3号役務:料金の額が1,000円を超える信書便物を送達する役務

| 申請者名 (本社所在地) | 資本金/ 出資金 | 主な事業 (直近売上高) | 提供サービス(※) | | | 提供サービス概要 | 事業開始 予定日 |
|--|---------------|-----------------------------------|-----------|----|----|--|----------------|
| | | | 1号 | 2号 | 3号 | | |
| 7 (株)アサヒセキュリティ (東京都港区) | 5億1,636 万円 | 警備業 (293億 6,512万円) | ○ | | ○ | 【1号役務・3号役務】 巡回・定期集配サービス 営業所引受け・注文集配サービス | 平成22年 12月1日 |
| 8 (株)KTS (京都府京都市) | 1,000万円 | 電気通信に附帯 するサービス業 (1億4,362万円) | ○ | | ○ | 【1号役務・3号役務】 巡回・定期集配サービス 営業所引受け・注文集配サービス | 平成23年 2月1日 |
| 9 日本ローカルネット ワークシステム協同 組合連合会 (大阪府大阪市) | 6,655万円 | 貨物運送業 (6億1,792万円) | ○ | | ○ | 【1号役務】 巡回・定期集配サービス 【3号役務】 営業所引受け・注文集配サービス | 平成23年 4月1日 |
| 10 (有)ゼータ (大阪府豊中市) | 300万円 | 貨物運送業 (3,143万円) | | | ○ | 【3号役務】 巡回・定期集配サービス 注文集配サービス | 平成22年 12月1日 |
| 11 (株)シティーライン (福岡県志免町) | 2,500万円 | 貨物運送業 (12億163万円) | ○ | | | 【1号役務】 巡回・定期集配サービス 営業所引受け・注文集配サービス | 平成23年 4月1日 |
| 12 (株)昭和貨物 (鹿児島県鹿児島市) | 1,000万円 | 貨物運送業 (18億 8,593万円) | ○ | | | 【1号役務】 巡回・定期集配サービス 営業所引受け・注文集配サービス | 平成23年 4月1日 |

※1号役務:長さ・幅・厚さの合計が90cmを超え、又は重量が4kgを超える信書便物を送達する役務

2号役務:信書便物が差し出された時から3時間以内に当該信書便物を送達する役務

3号役務:料金の額が1,000円を超える信書便物を送達する役務

2 引受け及び配達の方法

○ 事業の許可申請

| 申請者名 | 引受けの方法 | | | 配達の方法 |
|-------------------------------|---------------------|----------------|---------------------|---------------------------------|
| | 通信文等を同社営業所で引受け(電話等) | 巡回先又は定期集配先で引受け | 利用者の指定場所又は同社営業所で引受け | |
| 1 赤帽函館軽自動車 運送協同組合 | | 1号役務・3号役務 | 1号役務・2号役務・ 3号役務 | 差出人の指図により、対面交付、郵便受箱投函又はメール室への配達 |
| 2 赤帽帯広軽自動車 運送協同組合 | | 1号役務・3号役務 | 1号役務・2号役務・ 3号役務 | |
| 3 国際空輸(株) | | 3号役務 | 3号役務 | |
| 4 セントラル警備保障(株) | | 1号役務・3号役務 | 1号役務・3号役務 | |
| 5 川口トラック協同組合 | | 1号役務・3号役務 | 1号役務・3号役務 | |
| 6 銀座急送(株) | | 1号役務 | 1号役務 | |
| 7 (株)アサヒセキュリティ | | 1号役務・3号役務 | 1号役務・3号役務 | |
| 8 (株)KTS | | 1号役務・3号役務 | 1号役務・3号役務 | |
| 9 日本ローカルネットワーク システム協同組合連合会 | | 1号役務 | 3号役務 | |
| 10 (有)ゼータ | | 3号役務 | 3号役務 | |
| 11 (株)シティーライン | | 1号役務 | 1号役務 | |
| 12 (株)昭和貨物 | | 1号役務 | 1号役務 | |

3 信書便物の取扱見込み及び配送体制(委員限り)

○ 事業の許可申請

| 申請者名 | | 提供区域 | 利用見込通数/月 | 配送員数 | 配送車両数 | 行政庁の許可等 |
|------|--------------------|--|----------|------|-------|---|
| 1 | 赤帽函館軽自動車 運送協同組合 | 【1号役務・3号役務】 引受地:函館市、北斗市、亀 <small>ななえちよう きこない</small> 田郡七飯町、上磯郡木古内 <small>かやべぐんもりまち</small> 町、茅部郡森町 配達地:北海道(離島を除く) 【2号役務】 <small>といちよう えさんちよう</small> 函館市(旧戸井町、恵山町、 <small>とどほつけむら みなみかやべちよう</small> 楸法華村、南茅部町を除く)、 <small>ななえちよう</small> 北斗市、亀田郡七飯町(大沼 地区を除く) | | | | — |
| 2 | 赤帽帯広軽自動車 運送協同組合 | 【1号役務・3号役務】 引受地:帯広市 配達地:北海道(離島を除く) 【2号役務】 帯広市 | | | | — |
| 3 | 国際空輸株式会社 | 【3号役務】 北海道、宮城県、東京都、愛 知県、大阪府、広島県、福岡 県、宮崎県、鹿児島県、沖縄 県 | | | | 一般貨物自動車運 送事業(許可) 貨物軽自動車運送 事業(届出) |
| 4 | セントラル警備保障 株式会社 | 【1号役務・3号役務】 群馬県、栃木県、茨城県、埼 玉県、千葉県、東京都、神奈 川県、山梨県 | | | | 一般貨物自動車運 送事業(許可) |
| 5 | 川口トラック協同組合 | 【1号役務・3号役務】 川口市、さいたま市、横浜市 | | | | 利用運送貨物事業 (許可) |

| 申請者名 | | 提供区域 | 利用見込通数／月 | 配送員数 | 配送車両数 | 行政庁の許可等 |
|------|---------------------------------|-------------------------------|----------|------|-------|---|
| 6 | 銀座急送(株) | 【1号役務】 東京都 | | | | 一般貨物自動車 運送事業(許可) |
| 7 | (株)アサヒセキュリティ | 【1号役務・3号役務】 東京都、千葉県 | | | | 一般貨物自動車 運送事業(許可) |
| 8 | (株)KTS | 【1号役務・3号役務】 京都府、滋賀県 | | | | 貨物軽自動車運 送事業(届出) |
| 9 | 日本ローカルネット ワークシステム協同 組合連合会 | 【1号役務・3号役務】 日本全国(沖縄県を除く) | | | | 第一種利用貨物 運送事業(許可) |
| 10 | (有)ゼータ | 【3号役務】 大阪府、兵庫県 | | | | 貨物軽自動車 運送事業(届出) |
| 11 | (株)シティーライン | 【1号役務】 九州各県(離島を除く) | | | | 一般貨物自動車 運送事業(許可) 貨物軽自動車運 送事業(届出) |
| 12 | (株)昭和貨物 | 【1号役務】 鹿児島県、宮崎県(離 島を除く) | | | | 一般貨物自動車 運送事業(許可) 貨物軽自動車運 送事業(届出) |

4 3時間審査(2号役務のみ)

○ 事業の許可申請

| 申請者名 | | 2号役務の提供区域 | 最長時間経路 | 主な交通手段 | a. 引受等時間 ^(注1) | b. 実測時間 b. ATIS ^(注2) 等計測時間 | 合計(a+b) | 道路交通法令遵守 |
|------|--------------------|---|---------|------------|--------------------------|--|---------|--|
| 1 | 赤帽函館軽自動車 運送協同組合 | 函館市(旧戸井町、 えさんちよう とどほつけむら 恵山町、椴法華村、 みなみかやべちよう 南茅部町を除く)、北 斗市、亀田郡七飯町 ななえちよう (大沼地区を除く) | 60. 5km | 軽四輪 自動車 | 30分 (6箇所×5分) | 91分 | 121分 | 道路交 通法 令の 規定 を遵 守し て送 達 |
| | | | | | | 126分 | 156分 | |
| 2 | 赤帽帯広軽自動車 運送協同組合 | 帯広市 | 33. 6km | 軽四輪 自動車 | 15分 (3箇所×5分) | 51分 | 66分 | |
| | | | | | | 65分 | 80分 | |

注1:「引受等時間」は引受け又は配達に要する時間で、1箇所当たりの引受等時間を5分と見込んで算出している。

注2: ATIS(県警等から寄せられた交通情報に基づく渋滞情報等の提供サービス)により計測した最長時間経路の移動時間。

5 事業収支見積 (委員限り)

○ 事業の許可申請

単位: 万円

| 申請者名 (初年度の事業期間) | | 年度 | 信書便 事業収入 | 信書便 事業支出 | ①信書便事 業営業利益 | ②当期 純利益 | 事業収支の算出方法 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------------------|---------------------------------------|----|-------------|-------------|----------------|------------|---|--|--|--|---|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|---|--|--|--|---|
| 1 | 赤帽函館軽自動車 運送協同組合 (12/1~3/31:4ヵ月) | 初 | | | | | 収入: 利用見込額を直課 支出: 人件費及びその他の費用は収入比 率、業務委託費は委託料比率により 配賦 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 翌 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 2 | 赤帽帯広軽自動車 運送協同組合 (12/1~3/31:4ヵ月) | 初 | | | | | | | | | 収入: 利用見込額を直課 支出: 人件費及びその他の費用は収入比 率、業務委託費は委託料比率により 配賦 | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | | 翌 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3 | 国際空輸(株) (1/1~3/31:3ヵ月) | 初 | | | | | | | | | | | | | 収入: 利用見込額を直課 支出: 配送員及び配送車両に係る費用は 取扱比率、その他の費用は収入比 率により配賦 | | | | | | | | | | | | |
| | | 翌 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4 | セントラル警備保障(株) (12/1~2/28:3ヵ月) | 初 | | | | | | | | | | | | | | | | | 収入: 利用見込額を直課 支出: 配送員及び配送車両に係る費用は 取扱比率、その他の費用は収入比 率により配賦 | | | | | | | | |
| | | 翌 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 5 | 川口トラック協同組合 (1/1~3/31:3ヵ月) | 初 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 収入: 受託見込額及び利用見込額を直課 支出: 配送員に係る費用は作業時間比率、 業務委託費は委託料比率、その他 の費用は収入比率により配賦 | | | | |
| | | 翌 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6 | 銀座急送(株) (1/1~7/31:7ヵ月) | 初 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | 収入: 受託見込額及び利用見込額を直課 支出: 配送員及び配送車両に係る費用は 直課、その他の経費は収入比率によ り配賦 |
| | | 翌 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

注: 「年度」欄の「初」は当初事業年度、「翌」は翌事業年度を示す。「当期純利益」欄は申請者が行う事業(特定信書便事業を含む)全体の利益を示す。

単位:万円

| 申請者名 (初年度の事業期間) | | 年度 | 信書便 事業収入 | 信書便 事業支出 | ①信書便事 業営業利益 | ②当期 純利益 | 事業収支の算出方法 |
|--------------------|--|----|-------------|-------------|----------------|------------|---|
| 7 | (株)アサヒセキュリティ (12/1~3/31:4ヵ月) | 初 | | | | | 収入:利用見込額を直課 支出:配送員及び配送車両に係る費用は 取扱比率、その他の経費は収入比 率により配賦 |
| | | 翌 | | | | | |
| 8 | (株)KTS (2/1~3/31:2ヵ月) | 初 | | | | | 収入:受託見込額及び利用見込額を直課 支出:配送員及び配送車両に係る費用は 作業時間比率、その他の費用は収 入比率により配賦 |
| | | 翌 | | | | | |
| 9 | 日本ローカルネットワー クシステム協同組合連 合会 (4/1~3/31:12ヵ月) | 初 | | | | | 収入:利用見込額を直課 支出:人件費及びその他の費用は収入比 率、業務委託費は委託料比率により 配賦 |
| | | 翌 | | | | | |
| 10 | (有)ゼータ (12/1~3/31:4ヵ月) | 初 | | | | | 収入:利用見込額を直課 支出:人件費及びその他の費用は収入比 率により配賦 |
| | | 翌 | | | | | |
| 11 | (株)シティーライン (4/1~12/31:9ヵ月) | 初 | | | | | 収入:利用見込額を直課 支出:人件費及びその他の費用は収入比 率により配賦 |
| | | 翌 | | | | | |
| 12 | (株)昭和貨物 (4/1~5/31:2ヵ月) | 初 | | | | | 収入:利用見込額を直課 支出:人件費及びその他の費用は収入比 率により配賦 |
| | | 翌 | | | | | |

注:「年度」欄の「初」は当初事業年度、「翌」は翌事業年度を示す。「当期純利益」欄は申請者が行う事業(特定信書便事業を含む)全体の利益を示す。

6 資金計画（委員限り）

○ 事業の許可申請

単位：万円

| 申請者名 | | 純資産の額 ^(注1) | 事業開始に要する資金 ^(注2) | 資金の調達方法 |
|------|-----------------------------|-----------------------|----------------------------|---------|
| 1 | 赤帽函館軽自動車 運送協同組合 | 1,000 | 2,000(人件費2,000) | 全額自己資金 |
| 2 | 赤帽帯広軽自動車 運送協同組合 | 1,000 | 2,000(人件費2,000) | 全額自己資金 |
| 3 | 国際空輸(株) | 1,000(459) | 1,300(人件費155、地代家賃847等) | 全額自己資金 |
| 4 | セントラル警備保障(株) | 500(50) | 2,000(人件費2,000) | 全額自己資金 |
| 5 | 川口トラック協同組合 | 30(33) | 34(人件費5、業務委託費24等) | 全額自己資金 |
| 6 | 銀座急送(株) | 1,000(607) | 257(人件費157、地代家賃12等) | 全額自己資金 |
| 7 | (株)アサヒセキュリティ | 700(549) | 640(人件費320、地代家賃207等) | 全額自己資金 |
| 8 | (株)KTS | 1,000(35) | 102(人件費44、地代家賃46等) | 全額自己資金 |
| 9 | 日本ローカルネットワークシステム 協同組合連合会 | 1,000(10) | 45(人件費30、業務委託費27等) | 全額自己資金 |
| 10 | (有)ゼータ | 55 | 10(人件費5、地代家賃2等) | 全額自己資金 |
| 11 | (株)シティーライン | 20(20) | 40(人件費20、地代家賃11等) | 全額自己資金 |
| 12 | (株)昭和貨物 | 50(50) | 210(人件費89、業務委託費125等) | 全額自己資金 |

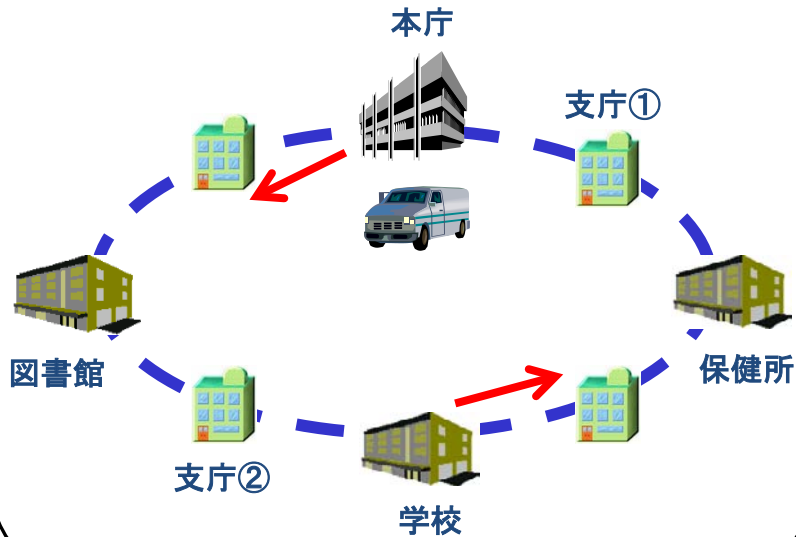
注1：純資産の額は資産から負債を差し引いた額。直近の決算年度における純資産の額を記載

注2：車両等の取得価格、賃借料の1ヵ年分、人件費の2ヵ月分等の合計額

【参考】提供サービスの概要①

巡回集配サービス

あらかじめ定められたルート巡回して、各巡回先で信書便物を順次引受け、配達するサービス

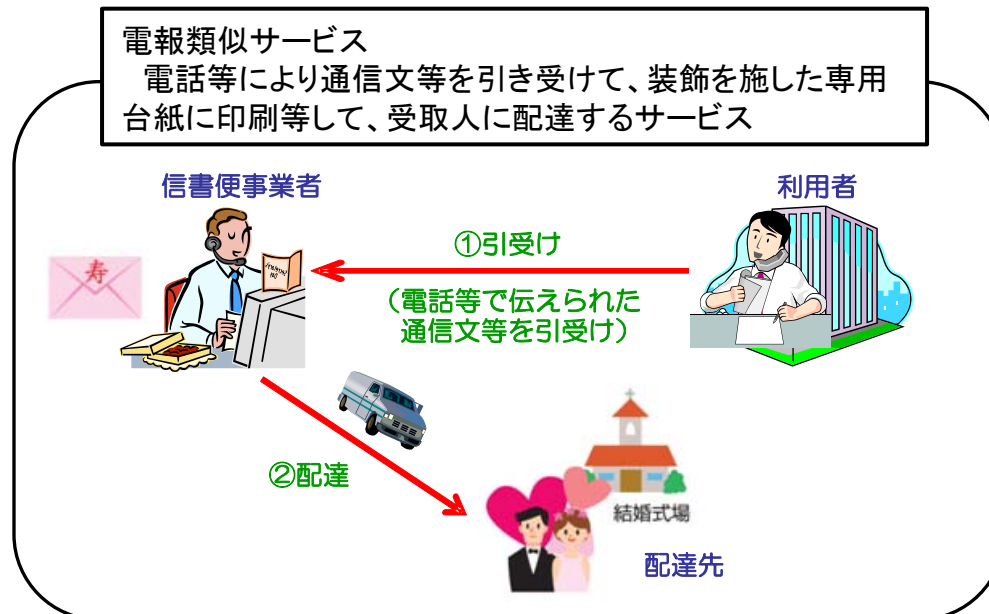
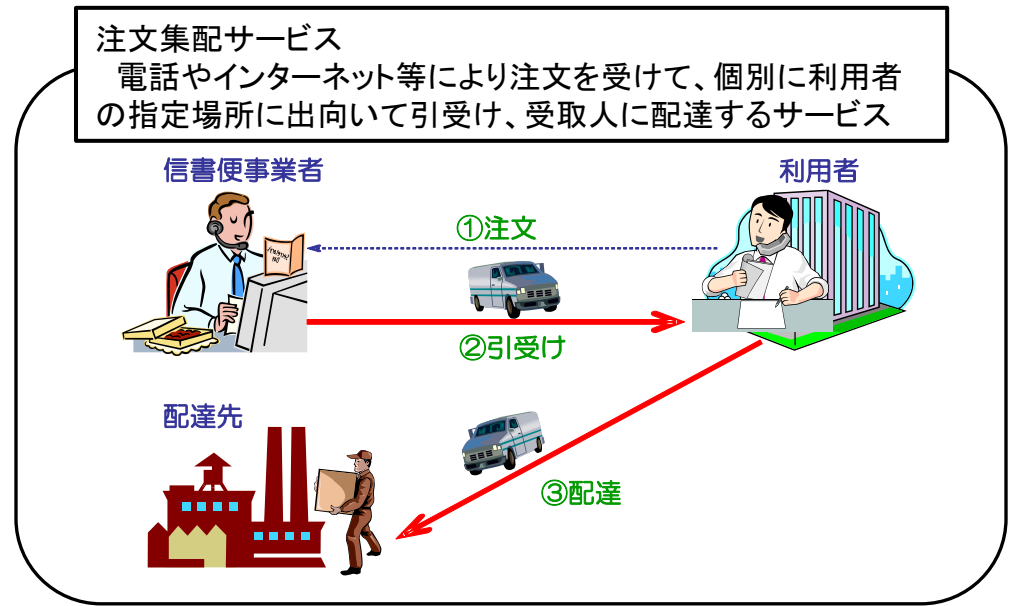
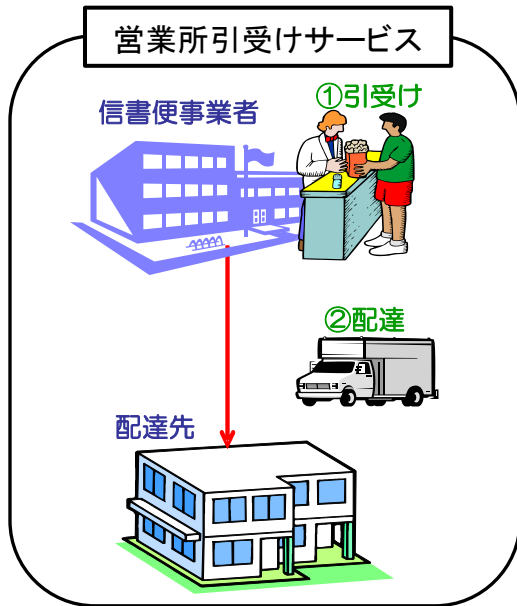


定期集配サービス

あらかじめ定められたルートを定期的に運行して、各集配先で信書便物を順次引受け、配達するサービス



【参考】提供サービスの概要②



信書便事業への参入状況（平成22年11月19日予定）

（注）（ ）内の数字は、今回申請があった事業者の再掲である。

[種類別・参入事業者数]

| | | |
|--------|-------|----------|
| | 一般信書便 | 特定信書便 |
| 参入事業者数 | 0 | 339 (12) |

[本社所在地別・参入事業者内訳]

| 北海道 | 東北 | 関東 | 信越 | 北陸 | 東海 | 近畿 | 中国 | 四国 | 九州 | 沖縄 | 計 |
|-----------|----|------------|----|----|----|-----------|----|----|-----------|----|-------------|
| 24 (2) | 8 | 106 (5) | 6 | 12 | 28 | 64 (3) | 25 | 8 | 52 (2) | 6 | 339 (12) |

[役務種類別・参入事業者数内訳]

| 役務種類別 | 事業者数 |
|------------------------------|----------|
| 1号役務（長さ・幅・厚さの合計90cm超、又は4kg超） | 286 (10) |
| 2号役務（3時間以内の送達） | 119 (2) |
| 3号役務（1,000円超の料金） | 182 (9) |
| 計 | 587 (21) |

※複数役務を提供する事業者がいるため、参入事業者数とは一致しない。

[主要業種別・参入事業者内訳]

| 業種別 | 事業者数 | 業種別 | 事業者数 |
|-----------|---------|-----------|----------|
| 貨物運送業 | 269 (9) | 電気機械器具小売業 | 2 |
| 警備業 | 11 (2) | 信書送達業 | 2 |
| 障害者福祉事業 | 8 | 情報サービス業 | 1 |
| 電気通信サービス業 | 6 (1) | 不動産業 | 2 |
| 廃棄物処理業 | 5 | 建設業（造園工事） | 1 |
| ビルメンテナンス業 | 4 | 教育、学習支援業 | 1 |
| 旅客運送業 | 3 | その他卸売・小売業 | 5 |
| 印刷業 | 1 | その他サービス業 | 17 |
| 鉄鋼業 | 1 | 計 | 339 (12) |

※339者のうち個人事業者は12者

本社所在地別の特定信書便事業者参入状況（都道府県別：平成22年11月19日）

| 都道府県 | 参入数 | |
|------|-----------|---|
| 北海道 | 24 (2) | (有)札幌郵送、毎日軽自動車運送事業協同組合、(株)セイコーフレッシュフーズ、(有)オクノ物流、キョーツー(株)、(株)土別ハイヤー、ヴィング運送協同組合、共通運送(株)、赤帽タカノ運送店、(株)富田通商、心陽軽自動車運送協同組合、(有)マルケー物流、(有)札幌こどものくに社、北ガスサービス(株)、下村速配(有)、札幌急配(株)、大和梱包(株)、赤帽室蘭軽自動車運送協同組合、赤帽札幌軽自動車運送協同組合、武田運輸(株)、赤帽釧路軽自動車運送協同組合、赤帽苫小牧軽自動車運送協同組合、赤帽函館軽自動車運送協同組合、赤帽帯広軽自動車運送協同組合 |
| 青森県 | 2 | ワイエス(株)、青森定期自動車(株) |
| 宮城県 | 1 | 東北鉄道運輸(株) |
| 秋田県 | 2 | ハートフェルト、(株)秋田県赤帽 |
| 山形県 | 1 | 赤帽山形県軽自動車運送協同組合 |
| 福島県 | 2 | (株)帝北ロジスティクス、赤帽福島県軽自動車運送協同組合 |
| 茨城県 | 3 | ドレックスカーゴ(株)、東日本日立物流サービス(株)、住金鹿島総合サービス(株) |
| 埼玉県 | 13 (1) | (有)ピナクルズ、(株)埼玉急送社、浦和流通事業協同組合、(株)丸和運輸機関、東武清運(株)、(有)小島正一商店、峯岸運送(株)、クリーンシステム(株)、(株)関東物流サービス、日本環境マネジメント(株)、(株)ジャパングイックサービス、大宮通運(株)、(株)カムトライズ、川口トラック協同組合 |
| 千葉県 | 3 | (株)ウィズ、オーエーエル(株)、(有)ジンノエクスプレス |
| 東京都 | 70 (4) | (株)By-Q、(株)ソクハイ、(株)Qカーゴ、(有)プロ・サポート、(株)セルート、(株)宅配、(株)マツハ五十、(株)スカイ・スモールパッケージ、西多摩運送(株)、日本通運(株)、(株)キョウ急便、(株)東京トランスポートサービス板橋、(株)サイクル急便、日本総合サービス(株)、赤帽首都圏軽自動車運送協同組合、(株)日立物流、(株)ジェイアール東日本物流、(株)日立オートサービス、中央商事(株)、ティーエルトランスポート(株)、関東新聞販売(株)、関東福山通運(株)、(株)牛走運送、中野倉庫運輸(株)、(株)フリーラン、アラコム(株)、(株)ライドアンドコネクト、名鉄ゴールデン航空(株)、SMB Cデリバリーサービス(株)、(株)アーク急便、(株)エスピーサービス、(株)大森運輸商会、(株)カジロジスティックス、東邦運送(株)、羽田運輸(株)、悦興運(株)、西武運輸(株)、(有)クーリエ、(株)マンハッタンサービス、(有)北川事務所、(株)エスジーアール、(株)ティーサブ、(株)ライフクリエイティブサービス、(株)新聞センター、日本梱包運輸倉庫(株)、(株)KDDIエボルバ、東水梱包運輸(株)、(株)サンセイ、輪急便(株)、(有)スワローエクスプレス、(株)コンピューターエクスプレス、アイエムエクスプレス(株)、総合警備保障(株)、PSコミュニケーションズ(株)、(株)アベエクスプレス、(株)メトロセルビス、(株)ゼンケイ、(株)サキュレ、NTTデータマネジメントサービス(株)、(株)メッセム、新ダットジャパン(株)、赤帽物流(株)、インターナショナルエクスプレス(株)、(株)日本カーゴエクスプレス、(有)誠和梱包、丸新運輸(株)、(株)丸運、(株)直進運輸、国際空輸(株)、セントラル警備保障(株)、銀座急送(株)、(株)アサヒセキュリティ |
| 神奈川県 | 17 | 日本貨物急送(株)、(株)春秋商事、富国運輸(株)、(株)タカスズ、楠原輸送(株)、置田運輸(株)、中丸産業運輸(株)、萬運輸(株)、山一産業(株)、(株)中山運輸、首都圏輸送サービス(株)、小向運送(有)、(株)タムラコーポレーション、横浜石油企業(株)、(有)クリオシティ、日祐(株)、(株)テー・エス・シー |
| 新潟県 | 3 | 新潟運輸(株)、(有)ミトク、(株)第一製品流通 |
| 長野県 | 3 | 上伊那貨物自動車(株)、モードテック(有)、(株)宮坂組、赤帽長野県軽自動車運送協同組合 |
| 富山県 | 4 | (有)マイハート、トナミ運輸(株)、(株)アイカワ、富山県総合警備保障(株) |
| 石川県 | 5 | 赤帽石川県自動車運送協同組合、北陸総合警備保障(株)、北陸電通輸送(株)、太陽警備保障(株)、(有)ワイエムフロントサービス |
| 福井県 | 3 | 赤帽福井県軽自動車運送協同組合、福井グリーンライン(株)、(株)キョーフク |

| 都道府県 | 参入数 | |
|------|-----------|---|
| 岐阜県 | 4 | 西濃運輸(株)、(株)運転社、T B 物流サービス(株)、美敏エクスプレス |
| 静岡県 | 6 | 鈴与セキュリティサービス(株)、(株)静岡運送、(株)芥川運送、東和運輸倉庫(株)、竹田運輸(株)、ウェルポート(株) |
| 愛知県 | 14 | (有)メッセンジャーB b、名鉄運輸(株)、豊田共栄サービス(株)、豊栄交通(株)、大興運輸(株)、(株)岩瀬興輸、(株)寿陸運、(株)ナショナルヤガタ、(株)メイケイデータ運輸、碧南運送(株)、愛豊陸運(株)、(株)アイ・シー・アール、エイセブプラス(株)、カリツー(株) |
| 三重県 | 4 | 赤帽三重県軽自動車運送協同組合、(株)ホンダロジスティクス、三重執鬼(株)、金八運送(有) |
| 滋賀県 | 2 | (有)Kカンパニー、(有)ボンズカンパニー |
| 京都府 | 7 (1) | (有)スポット便、(株)シスコ、京都バイク便サービス、佐川急便(株)、(株)デリバリーサービス、(株)ウィングスマルコー、(株)K T S |
| 大阪府 | 39 (2) | 軽貨急配(株)、(株)ヒューモニー、ナイスカンパニー(有)、(株)リンケージ、(有)寿屋、オート配(株)、(有)愛和運送店、(株)エフワン便、(株)K S G インターナショナル、日本信書便(株)、(株)メッセンジャー、(株)合通、大阪運輸倉庫(株)、(株)ダイコク、田中産業(有)、(株)明新運輸、プラスカーゴサービス(株)、日商物流サービス(株)、松潮物流(株)、(株)ジェイアール西日本マルニックス、(株)大毎運送、(株)日本システムサービス、大阪北合同運送(株)、鶴運輸(株)、J S 関西(株)、セキセイ(株)、(株)トラスコ、(株)田中運送店、(株)しょうわ、堺南運輸商社(株)、寺口運送(株)、(株)あしすと阪急、豊能運送(株)、(株)大木組、粉浜運輸(株)、(株)アームコーポレーション、大阪西運送(株)、日本ローカルネットワークシステム協同組合連合会、(有)ゼータ |
| 兵庫県 | 11 | ジャパンメッセンジャーサービス(株)、(有)ルート関西、金田運輸(株)、(株)太閤通商、企業組合宝塚高齢者雇用福祉事業団、(有)アイズ物流、(有)サポートシステム、氷上運送(有)、氷上急行運輸倉庫(株)、(株)スガイ運輸、大伸急行(株) |
| 奈良県 | 3 | (株)新和託送、日本エコロジック(株)、赤帽奈良県軽自動車運送協同組合 |
| 和歌山県 | 2 | 赤帽和歌山県軽自動車運送協同組合、(有)川口運送店 |
| 鳥取県 | 1 | 赤帽鳥取県軽自動車運送協同組合 |
| 島根県 | 2 | 赤帽島根県軽自動車運送協同組合、(株)益田市総合サービス |
| 岡山県 | 6 | 赤帽岡山県軽自動車運送協同組合、岡山県貨物運送(株)、(有)バイク特急便、(株)赤田運輸産業、(有)真田運送、(有)津島栄光運送 |
| 広島県 | 14 | 赤帽広島県軽自動車運送協同組合、(有)メッセンジャー、兼定商店、コスモ産業、(株)神石共同運送、まついストア、(株)プライムステージ、(有)福岡運送、福山通運(株)、府中高速運輸(株)、おのみちバス(株)、だて高速運輸(有)、(株)アクティ、広島総合警備保障(株) |
| 山口県 | 2 | 赤帽山口県軽自動車運送協同組合、(株)くみあいサービス |
| 徳島県 | 1 | 赤帽徳島県軽自動車運送協同組合 |
| 香川県 | 2 | (有)瀬戸内急便、赤帽香川県軽自動車運送協同組合 |
| 愛媛県 | 5 | (株)カトウ、アイトータルサービス(有)、愛媛総合警備保障(株)、(株)植西運送、赤帽愛媛県軽自動車運送協同組合 |
| 福岡県 | 20 (1) | バイクエクスプレス(有)、フクオカサイクルメッセンジャー、(株)ボナシステムズ、(有)T A S 九州、(有)オートソクハイ、ラック通運(株)、北九州電報企業組合、九州航空(株)、西日本急送(株)、赤帽福岡県軽自動車運送協同組合、(株)ジラボ、(株)西日本美装、ジェイアール九州メンテナンス(株)、九州電話運輸(株)、北九州港運(株)、龍巳運送、九州西濃運輸(株)、西日本アシストサービス、田口軽運送、(株)シティーライン |
| 佐賀県 | 12 | 特定非営利活動法人N P O 小麦の家、トランス・エアー・サガ(有)、伊万里運輸(株)、西松浦通運(株)、(有)西原急便、社会福祉法人大空福祉会、社会福祉法人まごころ会、富士警備保障(株)、コスモ(株)、特定非営利活動法人つくしのさと、特定非営利活動法人N P O わかば、赤帽佐賀県軽自動車運送協同組合 |
| 長崎県 | 2 | 赤帽長崎県軽自動車運送協同組合、長崎軽運送協業組合 |

| 都道府県 | 参入数 | |
|------|----------|--|
| 熊本県 | 5 | 赤帽熊本県軽自動車運送協同組合、九州産交運輸(株)、(株)産交運輸物流サービス、社会福祉法人熊本市手をつなぐ育成会、NPO法人どんぐり村 |
| 大分県 | 4 | 赤帽大分県軽自動車運送協同組合、別府電報サービス企業組合、(有)朋友、社会福祉法人千仁会 |
| 宮崎県 | 2 | 赤帽宮崎県軽自動車運送協同組合、宮崎県電報サービス企業組合 |
| 鹿児島県 | 7 (1) | 千石運送(株)、赤帽鹿児島県軽自動車運送協同組合、(株)おくやみネット、(有)岩切運送、(有)林運送、(有)奄美行政センター、 (株)昭和貨物 |
| 沖縄県 | 6 | 大栄空輸(株)、沖縄日通エアカーゴサービス(株)、サイクルワークスメッセージャーサービス、赤帽沖縄県軽自動車運送協同組合、(資)琉球通運航空、(株)タイムス発送 |

- (凡例) 1. 黒字：既参入事業者、赤字：新規参入申請事業者、見え消し：事業廃止を届け出た事業者である。
2. 参入数は、今回申請があったものを含み、()内は今回申請者の内数で示している。
3. 都道府県欄の網かけは、今回初めて申請があった県名を示している。

特定信書便事業の許可申請の審査結果の概要

特定信書便事業の許可申請のあった12者について審査した結果の概要は以下のとおりであり、いずれの申請についても民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号。以下「法」という。）第31条各号の基準に適合しており、かつ、法第33条において準用する法第8条の許可の欠格事由に該当しないものと認められる。

1 事業の計画が信書便物の秘密を保護するため適切なものであること。（法第31条第1号）

| 項目 | 審査概要（いずれの申請も同じ） | 適否 |
|-----|--|----|
| 引受け | 引受けの方法が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が差出人から直接引き受けることから、秘密を保護するため適切なものである。 | 適 |
| 配達 | 配達の方法が明確に記載されており、信書便管理規程を遵守する者が配達し、受取人に直接引き渡し、又は、郵便受箱等へ投函することから、秘密を保護するため適切なものである。 | 適 |
| 委託 | 委託契約書において、受託者に信書便管理規程の遵守義務が課されており、秘密を保護するため適切なものである。 (委託予定申請者4者) | 適 |

2 事業の遂行上適切な計画を有するものであること。（法第31条第2号）

| 項目 | 審査概要（いずれの申請も同じ） | | 適否 |
|-----------------|--|--|----|
| 事業収支見積り | 対象年度 | 初年度、翌年度とも黒字 | 適 |
| | 算出方法 | 収入は、契約が見込まれる者との間で予定する契約額又は顧客へのヒアリング結果を考慮して算出された推定取扱通数に予定単価を乗じた額等としており、適正かつ明確に算出されている。支出は、項目ごとに積み上げた額又は兼業する貨物運送事業等との案分による額としており、適正かつ明確に算出されている。 | 適 |
| 3時間審査（2号役務） | 3時間以内に送達可能であることが実測と ATIS 等で立証されている。 (2号役務提供予定申請者2者) | | 適 |
| 役務内容が法に適合していること | 申請のあった役務内容はそれぞれの役務の種類に応じた法の規定に適合している。 | | 適 |
| 委託 | 特別の事情及び取扱いの責任が明確である。第三者の再委託も禁止されている。 (委託予定申請者4者) | | 適 |

3 事業を適確に遂行するに足る能力を有するものであること。（法第31条第3号）

| 項目 | 審査概要（いずれの申請も同じ） | 適否 |
|---------|--|----|
| 資金 | 事業の開始に要する資金の見積りの算出方法が適正かつ明確であり、調達できることについて明確な裏付けのある自己資金により調達することとしている。 | 適 |
| 行政庁の許可等 | 事業を営むために必要な許可等を取得済みである。 | 適 |

- 4 欠格事由に該当しないこと。(法第33条において準用する法第8条)
いずれの申請者とも該当なし。